

薬用植物資源研究センター筑波研究部 和歌山圃場の現物納付について

1 経緯

当研究所における薬用植物資源研究については、筑波、北海道、種子島及び和歌山において、それぞれの気候にあった薬用植物を栽培し、研究を行っているところである。

これらのうち和歌山県に所在する薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山圃場については、研究資源の集約による研究業務の効率化を図るため、第2期中期計画において本中期目標期間中に廃止するとしている。また、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針においても、当該和歌山圃場を不要財産として平成24年度中に国庫納付することとしている。

以上のことから、当該和歌山圃場を平成24年度に廃止することにより、土地及び建物等を不要財産として現物で国庫納付するものである。

2 対象資産

土地：4,847 m²（田、畑、宅地）

和歌山県日高郡日高川町大字土生ほか 計5筆

建物：庁舎（木造一部RC 339 m²）ほか4棟

構築物：柵（鉄製 一式）ほか

*対象資産は現物で政府出資された資産である。

（構築物の一部に運営費交付金で取得した資産「場内排水管」を含む。）

3 納付時期

平成24年度中（具体的な時期は、財務省と協議）

4 関係法令

独立行政法人通則法（抄）

（不要財産に係る国庫納付等）

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合にあつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

*計画の定めとは、対象資産と処分方法及び時期が具体的に明記されているものを指し、いずれかが具体性に欠けている場合には、主務大臣の認可が必要。（総務省法解釈）

(案)

医 基 発 第 号
平成24年 月 日

厚生労働大臣
小 宮 山 洋 子 殿

独立行政法人医薬基盤研究所
理 事 長 山 西 弘 一

政府出資等に係る不要財産の国庫納付の認可申請について

独立行政法人通則法第46条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1 現物による国庫納付に係る不要財産の内容

薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山圃場の土地、建物及び構築物

2 不要財産と認められる理由

独立行政法人医薬基盤研究所第2期中期計画において、事業の見直しを行った結果、薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山圃場を廃止することとしたため、独立行政法人通則法第46条の2第1項の規定に基づき不要財産として申請するもの。

3 その取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

| 不要財産の内容 | 取得の日及び申請の日 | 不要財産の帳簿価額 |
|--------------------|-------------------|----------------|
| 土 地 | 取得日 (平成17年 4月 1日) | 156,739,570円 |
| | 申請日 (平成24年○月○日) | ※ 156,739,570円 |
| 建 物 (建物附属設備を含む) | 取得日 (平成17年 4月 1日) | 4,981,214円 |
| | (平成21年 3月31日) | 1,806,000円 |
| | 申請日 (平成24年○月○日) | ※ 1,973,354円 |
| 構 築 物 | 取得日 (平成17年 4月 1日) | 7,313,627円 |
| | 申請日 (平成24年○月○日) | ※ 489,362円 |
| 合 計 | 取得日合計 | 170,840,411円 |
| | 申請日合計 | ※ 159,200,336円 |

※申請日より、金額が変動することがある。

4 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

| 当該不要財産の取得に係る 出資又は支出の額 | 会計の区分 | その他その内容 |
|--------------------------|-------|---------|
| 169,034,411円 | 一般会計 | 現物出資 |
| 1,806,000円 | 一般会計 | 自己資産 |
| 合 計 | | |
| 170,840,411円 | | |

5 現物による国庫納付の予定時期
平成24年〇月

6 その他必要な事項

国庫納付に係る経緯
資産資料

別紙1

別紙2 (省略)

【経緯】

独立行政法人医薬基盤研究所第2期中期計画（至：平成22年4月1日～於：平成27年3月31日）において、「薬用植物資源研究センター和歌山研究部について中期目標期間中に廃止し、処分を行う。」こととし、平成22年4月に薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山圃場と組織改編を行い、廃止に向けての準備を開始した。

また、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）において、資産・運営等の見直しを行い、薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山圃場を不要財産として、平成24年度以降に国庫納付（現物納付）することとしたものである。